

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者説明資料

小学校・特別支援学校小学部入学に向けて

【特別支援学校】



佐賀市役所保育幼稚園課・佐賀市教育委員会学校教育課

佐賀市では、来年度就学を迎えられるお子さんの保護者の方で、「学習面や人との関わり
の面で心配」「身体面で心配なことがある」
等、お子さんの就学について疑問や不安をお
持ちの方に向け、就学までの見通しを持ってい
ただけるようにと資料を作成しました。

この資料では、次の内容を説明しています。

1 「就学先の紹介・就学手続き」

- ① 特別支援学校
- ② 特別支援学級
- ③ 通級指導教室

2 「就学先を決定するための見学や相談の場」

- ① 小学校を見学する場
(学校フリー参観デー)
- ② 小学校特別支援学級を見学する場
(特別支援学級見学会)
- ③ 特別支援学校を見学する場
(特別支援学校見学会)
- ④ 個別面談により、説明を聞く場
(就学に向けた個別面談)
- ⑤ 個別相談により、専門的立場からの助言
を聞く場(佐賀市就学相談会)

年長児の就学先(学びの場)

佐賀市立小学校

特別支援学級(6種類)

- 知的障害学級
- 自閉症・情緒障害学級
- 病弱・身体虚弱学級
- 肢体不自由学級
- 難聴学級
- 弱視学級

※入級する児童がいれば設置
※入級には佐賀市教育支援委員会の
意見書が必要

通常の学級

通級指導教室(ことば・まなび)

※ことば(勤興小、高木瀬小、東与賀小)
まなび(勤興小、北川園小、鍋島小、春日小、
高木瀬小)

※佐賀市教育支援委員会の意見書が必要

佐賀県立特別支援学校小学部

- 盲学校(視覚障害)
- ろう学校(聴覚障害)
- 大和特別支援学校(知的障害)
- 金立特別支援学校(肢体不自由)
- 中原特別支援学校(病弱)

※障がいの程度が比較的重い児童を対
象とした、より専門的な教育の場
・定員なし
・入学には佐賀市教育支援委員会の
意見書が必要

佐賀大学教育学部附属 特別支援学校小学部

(知的障害)

※障がいの程度が比較的重い児童を対
象とした、より専門的な教育の場
・定員あり
・選考(適正検査等)により入学者
決定

年長児の就学先は、特別支援学校小学部、
佐賀市立小学校の特別支援学級、佐賀市立
小学校の通常の学級の3つです。

特別支援学校は、障がいの程度が比較的
重い児童を対象として、より専門的な教育を行う
学校です。佐賀市の年長児が就学できる特別
支援学校は、5つの県立特別支援学校と佐賀
大学教育学部附属特別支援学校です。県立
特別支援学校はそれぞれ障がい種別に設置さ
れており、入学者の定員はありません。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校は、知
的障害の特別支援学校です。定員が決まっ
ており、適正検査等の選考により入学者が決定
されます。

佐賀市立小学校には、通常の学級と特別支
援学級があります。特別支援学級は6種類あ
り、入級する児童生徒がいる場合に設置されて
います。また、小学校の通常の学級に在籍し、
週に2時間程度通級する「通級指導教室」が
あります。

特別支援学級に入級したり、通級指導教室
へ通級したりするためには、佐賀市教育支援
委員会での判断(意見書)が必要です。
(※佐賀大学教育学部附属特別支援学校に
は意見書は必要ありません。)

就学先(学びの場)の特徴

1 一学級の人数および指導支援の量と専門性の高さ

学校および学級	1学級の人数(定数)および担任等	一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量および専門性の高さ
特別支援学校(小学部)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は6人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※人数は3人 ※担任は一人 ※学習内容によっては、学年全体(複数体制)で指導・支援 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別の指導支援がより細やかで一人あたりの支援の量がより多い それぞれの障がい種における教育の専門性がより高い
特別支援学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は8人(定数) ※障がい種ごとに学級編制 ※複数の学年の児童で学級編制する場合もある ※担任は一人 	<ul style="list-style-type: none"> 一人一人の児童の状況に応じた個別指導の工夫 少ない人数での学習 ※一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しい
通常の学級(小学校)	<ul style="list-style-type: none"> 1学級の人数は35人(定数) 	<ul style="list-style-type: none"> 一斉指導における授業の工夫、個別支援の工夫 教室環境づくりの工夫

3つの就学先のそれぞれの学びの場の特徴です。

通常の1学級の人数は35人。特別支援学級は障がい種ごとに学級が編制され、1学級の人数は8人です。

特別支援学校の1学級の人数は6人。2つ以上の障がい種が重なる場合は3人で1学級が編成されます。

通常の学級より特別支援学級、特別支援学級より特別支援学校と一人一人の児童の状況に応じた個別支援の量はより多く、専門性もより高くなります。

ただし、どの学校・学級においても担任は一人です。複数の児童を指導支援しますので、一人の児童に常時1対1で指導支援することは難しいです。

就学先(学びの場)の特徴

2 教育内容(教育目標、学習内容)

① 特別支援学校

知的障がいの特別支援学校 大和特別支援学校 附属特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、生活場面に即した、より基礎的・基本的内容の繰り返し学習や体験的な学習 ※小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違う ※小学校とはちがう知的障がいの特別支援学校用の教科書(☆本)を使用
知的障がいではない特別支援学校 盲学校、ろう学校 金立特別支援学校 中原特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> ○教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容) ※小学校と同じ教科書を使用 ※知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

② 特別支援学級

知的障害学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障害特別支援学級は、児童の状況に応じて特別な学習内容を学習することができる ・同学年の学習内容(スモールステップで繰り返し学習) ・下学年の学習内容 ・知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容
知的障がいではない特別支援学級 自閉用・情緒障害学級 肢体不自由学級 難聴学級・弱視学級	<ul style="list-style-type: none"> ○知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習する ※知的発達遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習

就学先(学びの場)の教育内容(教育目標、学習内容)は次のとおりです。

まず、知的障害特別支援学校の教育内容(教育目標・学習内容)は、小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とは違い、より基礎的・基本的内容を生活場面に即しながら繰り返し学習します。児童が使用する教科書も小学校で使用される教科書とはちがう教科書を使用します。

知的障がいではない特別支援学校では、小学校に準じた教育内容(教育目標・学習内容)で、小学校と同じ教科書を使用して学習します。ただし、知的障がいを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

特別支援学級においても、知的障害学級では、児童の状況に応じて、下学年の学習内容や知的障害特別支援学校の教育内容を参考にした学習内容等、同学年の学習内容に加えて特別な学習内容を学習することができます。

知的障がいではない特別支援学級は、通常の学級に準じた同学年の学習内容を学習します。児童が使用する教科書も同学年の教科書を使用します。ただ、知的な発達遅れを合わせもつ児童は、児童の知的発達状況に応じた学習内容を学習します。

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

特別支援学校小学部の紹介

- 県立特別支援学校小学部
 - 佐賀大学教育学部附属特別支援学校小学部（知的障害）→別紙資料2
- ※詳しくは、佐賀大学教育学部附属特別支援学校へ問い合わせ

特別支援学校小学部について説明します。ここでは、県立特別支援学校について説明します。

佐賀大学教育学部附属特別支援学校については、【別紙資料2】をご覧ください。なお、問い合わせや見学等の申込みについては、佐賀大学教育学部附属特別支援学校へ直接おたずねください。

佐賀市の児童生徒が就学できる県立特別支援学校

障がい種	学校名	対象となる児童生徒の障がいの程度
視覚障害	盲学校	• 両眼の視力がおおむね0.3未満または視力以外の視機能障害が高度で、拡大鏡等を使っても通常の文字や図形の認識が著しく困難な程度
聴覚障害	ろう学校	• 両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上で、補聴器等の使用によっても通常の話を聞かえることが著しく困難な程度
知的障害	大和特別支援学校	• 知的発達が遅れが大きく、他人との意思疎通が困難で、日常生活を営むのに頻繁に援助が必要な程度 • 知的発達遅れが見られ、社会生活への適応が著しく困難な程度
肢体不自由	金立特別支援学校	• 補装具によっても歩行、筆記、学習に必要な姿勢の保持等、日常生活における基本的な動作が困難な程度または常時の医学的観察指導が必要な程度
病弱	中原特別支援学校	• 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患および神経疾患、悪性新生物その他の状態が継続して医療または生活規制を必要とする程度 • 身体虚弱の状態が継続して、生活規制を必要とする程度

特別支援学校は、それぞれ障がい種が決まっています。佐賀市の児童生徒が入学できる県立特別支援学校は、この5つの特別支援学校です。

特別支援学校の特徴・学級の人数（定数）

1 学校の特徴

特別支援学校
障がいの程度が比較的重い児童生徒を対象として、より専門的な教育を行い、小学部・中学部・高等部が設置されていて、児童生徒の社会参加や自立に向けた系統的教育が行われる。（盲学校・ろう学校は幼稚部も併設）

2 学級の人数（定数）（小・中学部）

特別支援学校	特別支援学級
6人 （障がい重なる場合は3人）	8人 （障害種ごとに編制）

特別支援学校は、障がいの程度が比較的重い児童を対象として、より専門的な教育を行う学校です。特別支援学校には、小学部・中学部・高等部があり、児童生徒の社会参加や自立に向けた系統的教育が行われます。特別支援学校の小学部と中学部は、6名で1学級が編成されます。2つ以上の障害が重なる場合は3名で1クラスが編成されます。

県立特別支援学校は、定員がありませんので、在籍人数が7名になると2クラスになります。

特別支援学校における学習(小学部)

知的障がいのある特別支援学校では、小学校の教育内容とはちがう、知的障害の程度に応じた3つの段階の目標に基づく特別な教育内容による教育活動
使用する教科書も小学校とはちがう教科書

各教科等や自立活動を合わせた指導の時間
・日常生活の指導
・生活単元学習
・遊びの指導

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

知的障害特別支援学校	視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校
生活 ※小学校の生活とは内容がちがう	国語
国語	社会
算数	算数
	理科
	生活
音楽	音楽
図画工作	図画工作
	家庭
体育	体育
	外国語/外国語活動
特別の教科 道徳	特別の教科 道徳
	総合的な学習の時間
特別活動	特別活動
自立活動	自立活動

知的障がいではない特別支援学校では、小学校の通常学級の教育内容に準じた教育活動

児童の障がいの状態や特性および心身の発達の段階に配慮された学習内容、学習方法

教科等の学習に加えて「自立活動」の実施

特別支援学校小学部の学習内容について説明します。

これは、特別支援学校小学部における学習内容(教科等)を示したものです。左の列が知的障害特別支援学校の学習内容(教科等)です。右の列が知的障がいのない特別支援学校の学習内容(教科等)です。

知的障害特別支援学校で学ぶ児童は、同一学年でも個人差が大きく、知的な発達状況や学習状況が異なるという実態があります。そのため、小学校の教育内容(教育目標・学習内容)とはちがう、知的障がいの程度に応じた教育活動が行われています。使用する教科書も小学校とは違う教科書を使用します。

さらに、知的障害特別支援学校では、学校生活を基盤とし、学習や生活の流れに即して経験の中で学んでいく方が効果的であることから、「日常生活の指導」「生活単元学習」「遊びの指導」として各教科等を合わせて授業を行うことが可能とされています。

知的障害特別支援学校ではない特別支援学校では、小学校の通常学級の教育内容に準じた教育活動が行われます。

また、児童の障がいによる学習や生活の困難を改善・克服し、自立を図るために、すべての特別支援学校小学部の教育内容には教科等の学習に加えて、自立活動の時間が位置づけられています。

これは、知的障害特別支援学校の校時の例です。知的障害特別支援学校では、知的障がいのある児童生徒に対する特別な教育課程に基づく教科等の学習を短い時間を区切りにした時間割になっています。

また、各教科等の目標や内容を合わせた「生活単元学習」「日常生活の指導」「遊びの指導」も時間割に位置づけられています。

知的障害特別支援学校小学部における学習

知的障害特別支援学校小学部の校時例

	月～金
8:50～9:30	日常生活の指導
9:40～9:55	教科(国語・算数)・自立活動
10:10～11:30	生活単元学習
11:35～12:05	給食
12:15～12:35	教科(国語・算数)・自立活動
13:05～13:30	教科(国語・算数)・自立活動
13:35～14:25	教科(音楽・図工・体育)
14:25～15:00	日常生活の指導

(大和特別支援学校小学部学校見学資料より)

知的障がいではない特別支援学校小学部における学習

肢体不自由特別支援学校 I 課程の時間割例

(I 課程…小学校に準ずる教育課程)

	月	火	水	木	金
1	算数	国語	算数	国語	国語
2	国語	算数	国語	算数	生活
3	生活	道徳	図画工作	国語	生活
4	国語	国語	国語	自立活動	音楽
5	自立活動	体育	自立活動	特別活動	自立活動

下校 14:20

(金立特別支援学校小学部学校見学資料より)

これは、知的障がいではない特別支援学校小学部の時間割の例です。ここでは、肢体不自由特別支援学校小学部1年生の時間割を例に挙げています。知的障がいがない児童生徒が学ぶI課程では、小学校に準じる教育内容で学習を行います。小学校の教科等に加えて、小学部I課程では週に4時間、中学部I課程では週に3時間、重度障がい学級であるII課程および重複障がい学級であるIII課程の場合は、それぞれ異なる時間数の自立活動が設定されています。

1 就学先（学びの場）の紹介および就学等に向けた手続き

特別支援学校小学部への
就学に向けた手続き

- ・ 就学までのながれ（別紙資料3）
- ・ 佐賀市教育支援委員会での意見書発行
- ・ 特別支援学校転入学相談

県立特別支援学校小学部への就学に向けた手続き

園や学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんにとって最もふさわしい就学先
(学びの場)を総合的に判断

意見書

(1 特別支援学校への就学、転入学が適当と判断する)

※県立特別支援学校小学部への就学には、佐賀市教育支援委員会の審議に基づく意見書（特別支援学校への就学が適当）発行が必要

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

障害種別 添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・ 情緒障害	肢体	病弱	ことば	まなび
知能検査報告書 (田中ビネー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関・医療機関一覧【別紙資料4】

ここでは、県立特別支援学校について説明します。佐賀大学教育学部附属特別支援学校については、【別紙資料2】をご覧ください。なお、問い合わせや見学等の申込みについては、佐賀大学教育学部附属特別支援学校へ直接おたずねください。

【別紙資料3】の「就学までのながれ」も合わせてご覧ください。

県立特別支援学校へ就学するには、児童の状況について佐賀市教育支援委員会での審議判断に基づく意見書発行が必要です。

佐賀市教育支援委員会とは、支援を必要とする児童の状況にとって最もふさわしい学びの場はどこなのかを審議、判断する機関です。佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、大学の先生、特別支援教育に携わる先生たちで構成されています。一人一人の児童について、最も適正と考えられる学びの場を専門的な立場から総合的に判断します。そして、児童の状況に応じた最も適正だと考えられる就学先(学びの場)を意見書という形で示されます。

県立特別支援学校への就学には「特別支援学校への就学、転入学が適当と判断する。」という意見書の発行が必要です。

佐賀市教育支援委員会での審議には、児童の状況が分かる検査結果や診断書等が必要です。

知能検査報告書につきましては、児童の最新の状況を知るため、おおむね1年以内に実施したものをお願いしています。準備する書類によっては、時間がかかるものもあります。病院等にお問い合わせ頂くなど、計画的に早めに準備をお願いします。

相談機関や医療機関の一覧は【別紙資料4】に掲載していますので、参考にしてください。

特別支援学校小学部への就学に向けた手続き

県立特別支援学校転入学相談【8月下旬～10月】

- 期 日
 - ・ 8月下旬～10月（各特別支援学校が設定する日）
- 場 所
 - ・ 各県立特別支援学校
- 参加者
 - ・ 年長児本人、保護者、園の先生
- 注意事項
 - ・ 県立特別支援学校への就学を希望される場合は、必ず転入学相談を受けることが必要
- 申込先
 - ・ 年長児は、園を通じて保育幼稚園課へ申込み
 - ※在宅の未就学児は、直接保育幼稚園課へ申込み

県立特別支援学校への就学には、「佐賀市教育支援委員会の審議による意見書発行」に加えて、「県立特別支援学校転入学相談」を受けることが必要です。

「県立特別支援学校転入学相談」を受けたら必ず特別支援学校へ入学しないといけないということはないですが、特別支援学校へ入学するのは、必ず転入学相談を受けておくことが必要です。

お問い合わせ・ご相談先

就学に関する問い合わせや相談

- 未就学児
 - 佐賀市役所 保育幼稚園課 幼保支援係
 - 【1階59～62番窓口】（電話 40-7290）
- 小学生
 - 佐賀市教育委員会 学校教育課 特別支援教育係
 - 【佐賀市役所大財別館 3階】（電話 40-7374）

障がい者手帳や放課後ディサービス等、佐賀市の障がい者福祉サービスに関する問い合わせや相談

- 佐賀市役所 障がい福祉課 発達支援室
- 【1階63番窓口】（電話 40-7248）

今後、就学に関するお問い合わせやご相談は、それぞれの園や小学校、または、保育幼稚園課や学校教育課へご連絡ください。

佐賀市では、日常生活の支援などいろいろな障がい者福祉サービスを受けることができます。【別紙資料5】「障がい者手帳について」をご覧ください。「放課後等ディサービス」に関すること等については「障がい福祉課」へ直接お問い合わせください。